

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年10月11日(水) 午前10時00分から午前10時28分

2 開催場所 倉敷市役所 5階 502会議室

3 出席委員 20人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 5番 井上 保邦 委員 7番 諏訪 愿一 委員

8番 石井 守 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員

16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員

19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員 22番 難波 朋裕 委員

23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 4人

4番 氏家 寿子 委員 6番 阿部 省悟 委員 9番 菱川 修二 委員

21番 矢野 秀典 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

議案第 5 号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 前田 一郎 事務局主任 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 小野 政浩

事務局副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木 次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから10月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
花巻会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成29年10月の総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は20名です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは、議席番号(15)番 大村 孝志(おおむら たかし)委員と、議席番号(16)番 野口 國治(のぐち くにはる)委員に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の 中村主任 と、早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>議案書の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p>

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて11件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が8件、使用貸借権設定が3件となっておりますが、お手元に配布しております審議案件取り下げ表をご覧ください。

1番、2番について、前回保留の案件でしたが、9月28日付で取り下げ書が提出されました。

同じく前回保留の4番については、昨日、10月10日付で取り下げ書が提出されました。

従いまして、本日の審議案件は、1番、2番、4番を除く8件となります。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号について調査票をもとに説明】

まず、前回保留の3番についてですが、同譲受人から新たに申請された9番と併せることにより許可要件に該当するため、今回は玉島地区協議会において、異議なく許可意見となりました。

また、そのほかの案件につきましても、各地区協議会でご審議いただきました結果、3番及び5から11番の8件につきまして、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1番、2番、4番の3件については取り下げ、3番及び5番から11番までの8件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

<p>議 長</p> <p>事務局 日下部 主 任</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1番、2番、4番については取り下げ、3番及び5番から11番までの8件については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>【 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>日下部です。説明させていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から2番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>2番についてですが、古くなった納屋を取り壊して農業用機械が通れる通路を確保し、取り壊す納屋の代替施設として農業用倉庫を建築し、残りの部分を通路および農作業場として使用するため、第1種農地の田368㎡を転用するという申請内容です。</p> <p>転用目的は農業用倉庫及び農作業場となっておりますが、当該申請地は申請人の自宅である農家住宅敷地に隣接していて、自宅敷地を通行しなければ出入りできない立地であり、「既存施設を維持管理する上で、必要な施設等を設置するために敷地を広げる場合」に該当するものと判断されるため、農家住宅の敷地拡張として検討を行いました。</p> <p>農地の種別は第1種農地ですが、敷地拡張については、農地転用許可基準では「原則として既存敷地の2分の1を超えないなかで、必要最低限なものに限る。」とい</p>
---------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

う範囲内で許可できることになっています。

これに基づいて計算すると既存の農家住宅敷地の面積は567㎡ですからその2分の1である283㎡が許可できる最大面積となります。しかし、今回の申請地の面積は368㎡で、85㎡超過しており、農地法施行規則第47条第5号「申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。」に該当し、このままでは許可することができません。

このことについて、真備地区協議会でご審議頂きましたところ、本件については、「申請人に計画の見直しを行って頂く必要があるため保留」とのご意見でした。

以上により、今回申請のありました2件につきましては、1番は許可意見。2番は保留との事でした。

許可意見とされた1番について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、1番につきまして、倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1番は許可、2番は保留との意見ですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第2号は、1番を許可、2番は保留とします。

次に、4頁をお開きください。

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

4頁から5頁にかけて12件の案件があります。

事務局の説明をお願いします。

【 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の説明 】

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございますが、4 頁から 5 頁にかけて 1 2 件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第 5 条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第 3 号、調査票をもとに朗読・説明】

1 番と 2 番についてですが、それぞれ申請人（譲渡人）の所有地に違反転用があり申請代理人を通して是正指示をおこなっていることから、是正されるまで保留となっていた案件でございます。

1 番、2 番ともに、是正措置が完了したため、許可意見とのことでした。

3 番から 6 番についてですが、特に問題はございませんでした。

7 番についてですが、申請者が早島町に市街化区域内の農地を所有していることが確認されました。

この土地について十分な検討がなされていないため、保留とのことでした。

8 番についてですが、審査の結果、3 つの項目について再確認する必要があります。

①農地転用の必要性についてですが、現在の駐車場を確認したところ、利用率は 50%程度であり、新たな駐車場整備の必要性について再確認する必要がある。

②他法令の許可見込みについてですが、土砂埋立規制条例に基づくシモハナ物流と地域住民の協議では、地域住民はトラックを申請地の駐車場に停めないという条件で同意したとのことですが、申請書の土地利用計画図には、トラックの駐車場が記載されてあることから、地域住民の話と一致しておりません。土砂埋立規制条例の許可見込みについて再確認を行う必要がある。

③シモハナ物流は、農業者 3 割雇用を行う条件で許可となった農業振興施設です。しかし、昨年度の調査では、農業者の雇用が 8%程度であり、雇用について改

善するよう指導を行っていました。

しかし、この件について改善確認が出来ていないため、この度再確認を行う必要があるとのことでした。

以上により、申請内容について申請代理人から確認を行う必要があるため保留とのことでした。

9番についてですが、資金計画について、町内会費と倉敷市からの補助金で確保されることになっております。しかし、補助金交付を確認できるものが、玉島地区協議会の時点では町内会が提出した申請書の写ししかなく、これについては11日の総会までに内示等の補助金交付を証明する書類を提出できれば許可、できない場合は保留とのご意見でした。

このたび10月10日に補助金交付決定通知書の写しが提出されたため、許可意見となっております。

10番についてですが、転用目的が議案では進入路及び露天駐車場となっておりますが、これは北側に隣接する自宅敷地との一体利用を目的としているものであり、敷地拡張に該当します。

しかし、申請書及び添付書類の計画平面図・断面図等は、敷地拡張の事が記載されておらず、書類が不十分でありました。

玉島地区協議会でご審議いただきましたが、書類が是正されるまで保留との意見でした。

11番と12番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました12件について、7番、8番、10番は保留残りの9件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた9件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適切と考えます。

また、許可意見されました9件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	<p>事務局の説明がありました。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請については、7番及び8番、ならびに10番の3件については保留、残り9件は許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声 】</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、 議案第3号 は、7番、8番及び10番の3件は保留、残り9件は許可とします。</p> <p>続きまして、6頁をお開きください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】</p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から7頁にかけて9件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議があったものです。</p> <p>この内、玉島地区の5番についてですが、お手元に配布しております議案訂正表をご覧ください。</p> <p>申請地の一部取下げが提出され、訂正表のとおりとなっておりますのでご確認ください。</p> <p>それでは、説明を続けます。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借が4件、使用貸借が5件です。</p> <p>また、利用期間の更新は6件で、新規は3件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人です。</p> <p>面積は、20,772㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、9件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、6頁から7頁にかけての9件につき、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>続きまして、8頁をお開きください。</p> <p>議案第5号 「農地転用事業計画変更申請承認について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 前田主幹</p>	<p>【 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請承認について」の説明 】</p> <p>前田です。ご説明いたします。</p> <p>議案第5号「農地転用事業計画変更申請承認について」でございますが、8頁に1件の申請がございました。</p> <p>当初許可（平成21年9月1日付け農委第1050081号農地法第5条許可）では、転用者 兼清 恒子となっていましたが、計画を取りやめたため変更後の承継者を遠藤 淳とするものです。</p> <p>転用目的は、自己住宅で変更ありません。</p> <p>このことについて倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	事務局から説明がありました。議案第5号については、承認とのことですが、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>ご異議ないものと認め、議案第5号は、承認といたします。</p> <p>続きまして、9頁をご覧ください。</p> <p>議案第6号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 前田主幹	<p>【議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】</p> <p>前田です。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>9頁をご覧ください。倉敷東地区で1件、倉敷南地区で2件の合計3件の申請がありました。</p> <p>まず、1番の倉敷東地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は松島で、JR 中庄駅の北東約1 km に位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。</p> <p>申請農地は自宅から約1.1 km離れた農地です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前特定貸付けを行っていました。</p> <p>また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、平成20年5月1日から平成30年4月30日及び平成23年2月1日から平成33年1月31日まで農業経営基盤強化促進法による使用貸借を行っております。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で引き続き特定貸付けを行うため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>次に、2番の倉敷南地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は福田町古新田で、県立倉敷古城池高校の西約300m に位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。</p>

	<p>申請農地は自宅から約200m離れた農地です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>次に、3番の倉敷南地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は岡山市中区長岡で、JR 山陽本線東岡山駅の南約1kmに位置しており、被相続人の自宅の所在は福田町古新田で、県立倉敷古城池高校の西約300mに位置しており、相続人と被相続人は別居しておりました。</p> <p>申請農地は自宅から約33km離れた農地です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について倉敷東地区協議会及び倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第6号については、承認とのことですが、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>ご異議ないものと認め、議案第6号は、承認と致します。</p> <p>以上で審議案件は終了しました。</p> <p>次に、10頁をお開きください。</p>

事務局
日下部
主任

ここからは、報告案件です。

10頁、報告第1号から22頁、報告第5号までを一括して事務局に説明を求めます。

【 報告第1号から第5号について説明 】

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

10頁をお開きください。

報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、10頁から11頁にかけて7件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に12頁をお開きください。

報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、12頁から14頁にかけて16件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に15頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、15頁から20頁にかけて40件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に21頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、21頁に6件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局

	<p>長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に22頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、22頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 質問なしの声あり 】</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、予定の議案はすべて審議が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局 早 乗 副主任	<p>【 事務局から連絡事項 】</p> <p>皆様のお手元に写しを配布させていただいておりますが、「高梁川用水土地改良区受益地内の農地照会について」依頼がありました。</p> <p>対象農地について、担当地区の農業委員さんをお願いして判断いただいた結果を回答することとして、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【 了解の声あり 】</p>
事務局 佐々木 次 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後です。</p> <p>日程の連絡です。</p>

議 長	<p>来月の総会の開催は、11月8日(水)午前10時から 本庁舎 701会議室 です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありが うございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は先ほど事務局から案内があったとお11月8日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時28分)</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成29年10月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員